

援計画の原案の内容について意見を求めるなければならない。

7 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計

画の作成に当たっては、利用者又はその家族に

対して説明し、文書により利用者の同意を得な

ければならない。

8 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計

画を作成した際には、当該地域移行支援計画

利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支

援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定

計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなけ

ればならない。

9 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計

画の作成後においても、適宜、地域移行支援計

画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援

計画の変更を行うものとする。

10 第二項から第八項までの規定は、前項に規定

する地域移行支援計画の変更について準用す

る。（地域における生活に移行するための活動に

する支援）

第二十一条 指定地域移行支援事業者は、利用者

に対し、住居の確保その他の地域における生活

に移行するための活動に関する相談、外出の際

の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓

練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。次

条において同じ。）の体験的な利用支援、体験

的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに

当たつては、利用者の心身の状況、その置かれ

ている環境及び日常生活全般の状況等の的確な

把握に努めなければならない。

（障害福祉サービスの体験的な利用支援）

第二十二条 指定地域移行支援事業者は、障害福

祉サービスの体験的な利用支援について、指定

障害福祉サービス事業者等への委託により行う

ものとする。（体験的な宿泊支援）

第二十三条 指定地域移行支援事業者は、体験的

な宿泊支援について、次の各号に定める要件を

満たす場所において行わなければならない。

一 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な

広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊

に必要な設備及び備品等を備えていること。

2 二 衛生的に管理されている場所であること。

2 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支

援について、指定障害福祉サービス事業者等へ

の委託により行うことができる。

第二十四条 指定地域移行支援事業者は、指定地

域移行支援を提供するに当たっては、市町村、

指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又

は退所後の地域における生活に係る関係機関

（第二十八条第二項において「関係機関」とい

う。）との連絡調整その他の便宜の供与を行う

ものとする。

（地域相談支援給付決定障害者に関する市町村

への通知）

第二十五条 指定地域移行支援事業者は、指定地

域移行支援を受けている地域相談支援給付決定

障害者が偽りその他不正な行為によって地域相

談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市

町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第二十六条 指定地域移行支援事業所の管理者

は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の

管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る

調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

元的に行わなければならない。

（運営規程）

第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地

域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事

業の運営についての重要な事項に関する運営規程

（第三十一条第一項において「運営規程」とい

う。）を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定地域移行支援の提供方法及び内容並び

に地域相談支援給付決定障害者から受領する

費用及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定め

た場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他の運営に関する重要な事項

よう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地

域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制

を定めておかなければならない。ただし、第

二十二条及び第二十三条第二項の規定により、

指定障害福祉サービス事業者等への委託により、

行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援

及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は

退所後の居住予定地が遠隔地にある場合におけ

る他の指定地域移行支援事業者への委託により

行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整

その他の便宜の供与については、この限りでな

い。

3 指定地域移行支援事業者は、前項ただし書の

規定により指定地域移行支援に係る業務の一

部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合

にあつては、当該事業者の業務の実施状況につ

いて定期的に確認し、その結果等を記録しなけ

ればならない。

4 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支

援従事者にこの章の規定を遵守させる

ため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

2 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地

域移行支援従事者その他の従業者の

管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る

調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

元的に行わなければならない。

（運営規程）

3 指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業

者に周知徹底を図ること。

4 当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

5 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域

移行支援の提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背

景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ

れることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十八条の二 指定地域移行支援事業者は、感

染症や非常災害の発生時において、利用者に對

する指定地域移行支援の提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」とい

う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、

業務継続計画について周知するとともに、必要

な研修及び訓練を定期的に実施しなければなら

ない。

（設備及び備品等）

第二十九条 指定地域移行支援事業者は、事業を

行うために必要な広さの区画を有するとともに

、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び

備品等を備えなければならない。

第三十条 指定地域移行支援事業者は、従業者の

清潔の保持及び健康状態について、必要な管理

を行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支

援事業所の設備及び備品等について、衛生的な

管理に努めなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域

移行支援事業所における感染症の予防及びまん

延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じ

なければならない。

一 当該指定地域移行支援事業所における感染

症の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

二 当該指定地域移行支援事業所において感染

症の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

三 当該指定地域移行支援事業所において、従

業者に對し、感染症の予防及びまん延の防止

のための研修及び訓練を定期的に実施するこ

と。

（掲示等）

第三十一条 指定地域移行支援事業者は、指定地

域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程

の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施

状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、

経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者の

サービスの選択に資すると認められる重要な事

項を掲示しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する

事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者

に自由に閲覧させることにより、同項の規定に

よる掲示に代えることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、第一項に規定す

る重要な事項の公表に努めなければならない。

（秘密保持等）

第三十二条 指定地域移行支援事業所の従業者及

び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。 (情報の提供等)

第三十三条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第三十四条 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他他の財産上の利益を收受してはならない。 (苦情解決)

第三十五条 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関して、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の

ことにより得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者があつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。 (情報の提供等)

物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に応じて市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族から受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第五十一条の二十七第一項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

7 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにでる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

二 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第三十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十八条 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項に規定する提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録

三 第二十一条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三十九条 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との當時の連絡体制を確保し、当該利用者に対する支援が、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 指定地域定着支援の事業に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との當時の連絡体制を確保し、当該利用者に対する支援が、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

5 指定地域定着支援の事業に当たつては、利

用者の立場に立つて懇切丁寧に行うこととし、

3 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する支援が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、その提供した指

定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

5 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。

2 指定地域定着支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立つて行われるものでなければならない。

3 指定地域定着支援の事業を行つて、指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」という)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二節 人員に関する基準

(準用)

第三節 運営に関する基準

第四十条 第三条及び第四条の規定は、指定地域定着支援の事業について準用する。

一 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援事業所の管理に相談支援専門員、相談支援従事者、基本相談支援に係る業務及び次条第一項に規定する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。

二 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。

三 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。

四 指定地域定着支援の提供に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との當時の連絡体制を確保し、当該利用者に対する支援が、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

五 指定地域定着支援の事業に当たつては、利

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第一百二十一条、第一百二十五条の四、第一百三十六条、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六十二条の二十、第二百一十三条、第二百一十三条の十一、第二百一十三条の二十二並びに第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二条の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び

う。) 第三条第四項及び第四十五条第二項(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第十一条の規定による改正後の指定入所施設基準(以下「新指定入所施設基準」という。)第三条第四項及び第四十二条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、第十二条の規定による改正後の指定地域相談支援基準(以下「新指定地域相談支援基準」という。)第二条第四項、第三十六条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)及び第三十九条第四項、第十三条の規定による改正後の指定計画相談支援基準(以下「新指定計画相談支援基準」という。)第二条第七項及び第二十八条の二並びに第十四条の規定による改正後の指定障害児相談支援基準(以下「新指定障害児相談支援基準」という。)第二条第七項及び第二十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とす

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十一において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百一十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十七条、第一百七十七条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条规定の二項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合

第八十八条において準用する場合を含む。)新地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十七条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第九条の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という。)第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第二十八条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省
令第五五号）抄
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省
令第四八号）抄
（施行期日）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月二十五日厚生労働省
令第十七号）抄
（施行期日）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。